

不適切な事務処理等事案への対応に関する要領

(平成 31 年 2 月 日施行)

(事案発生時の報告)

- 1 不適切な事務処理等事案（以下「事案」という。）が発生した課等の長（以下「事案発生課の長」という。）は、その事案を認めたときは、直ちにその部等の長に報告しなければならない。この場合において、その事案が重大であると認められるときは、市長及び副市長への報告を併せて行うものとする。
- 2 事案発生課の長は、前項の報告後、速やかに秦野市コンプライアンス推進委員会の主管課の長（以下「コンプライアンス主管課長」という。）に報告するものとする。
- 3 事案発生課の長は、緊急に警察等の関係機関に通報する必要があると認めるときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(報告書の作成)

- 4 事案発生課の長は、第 1 項及び第 2 項の規定による報告後、速やかに不適切な事務処理等発生報告書（別記様式。以下「報告書」という。）を作成し、部等の長の決裁（第 1 項の規定による市長及び副市長への報告を行ったときは、市長供覧後）を経て、その写しをコンプライアンス主管課長に提出しなければならない。

(関係課等の長への送付)

- 5 コンプライアンス主管課は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに秦野市コンプライアンス推進委員会リスクマネジメント部会の部会員である課等の長及び必要と認める課等の長（以下これらの者を「関係課等の長」という。）にその写しを送付する。

(関係課等の長による所見の作成)

- 6 関係課等の長は、前項の規定による報告書の写しの送付を受けたときは、報告書に確認印を押印するとともに、その対応等について所見欄に記載し、速やかにコンプライアンス主管課長に提出する。

(対応等の協議)

- 7 コンプライアンス主管課長は、関係課等の長から所見の提出を受け、その対応等について事案発生課等の長及び関係課等の長と協議を行うものとし、その結果については、速やかに市長及び副市長に報告する。この場合において、既に対応手順が定められている分野の事案については、その定めに従い

対応する。

(事案の調査及び報告)

- 8 事案発生課の長は、事案に係る調査をその事実の詳細（事案の概要、被害の状況、発生要因等）が明らかになるまで継続するものとし、新たな事実が認められたときは、その都度報告書を作成し、コンプライアンス主管課の長に提出しなければならない。

(コンプライアンス推進委員会の開催)

- 9 コンプライアンス主管課長は、事案に係る報告、再発防止策の策定、調査部会の設置の必要性等について協議を行うため、速やかにコンプライアンス推進委員会を開催しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年 月 日から施行する。